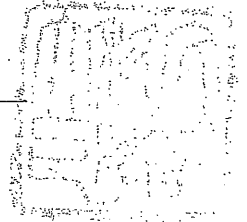


28 文科高第 750 号
平成 28 年 11 月 17 日

学校法人 東京キリスト教学園
理事長 廣瀬 薫 殿

文部科学大臣
松野 博



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 2 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 28 年 11 月 17 日 から 平成 33 年 11 月 16 日 まで